

条 例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月三日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三十号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「百二十一」を「百三十三」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。